附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条第二項第六号の改正規定　平成二十六年四月一日

二　第十七条の次に一条を加える改正規定及び第八号様式の改正規定並びに附則第四項の規定　平成二十六年七月一日

三　第一章中第一条の次に二条を加える改正規定（第一条の三に係る部分に限る。）　平成二十九年四月一日

2　この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間は、改正後の税理士法施行規則目次中「（第一条―第一条の三）」とあるのは、「（第一条・第一条の二）」とする。

3　改正後の税理士法施行規則第七号様式は、施行日以後に交付する税理士証票について適用し、施行日前に交付した税理士証票については、なお従前の例による。

4　第八号様式の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第三十号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第三条第一項、第四条第四項（同法第四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項、第四条の三第一項及び同条第二項において準用する第四条第二項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第九条第二項、第九条の三第二項、第九条の五において準用する第九条第一項及び第二項並びに第十条第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第四条―第十一条）」を「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第四条―第十一条）　第二章の二　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第四条―第十一条の二―第十一条の五）」に改める。

第一条第一項中「「本人口座」」の下に「、「金融商品取引業者等」、「有価証券」、「国内証券口座」、「国外証券口座」」を、「、本人口座」の下に「、金融商品取引業者等、有価証券、国内証券口座、国外証券口座」を加える。

第三条第二項中「営業所等」の下に「（次項において「営業所等」という。）」を加え、「が開設され、又は設定される」を「を開設し、又は設定する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、金融商品取引業者等の営業所等の長が法第二条第十三号の確認を行う場合において、国内証券口座を開設する者が法人課税信託の受託者であり、かつ、当該国内証券口座が当該法人課税信託に係るものであるときにおける令第三条の三の規定による照合について準用する。

第四条第三項中「第三条第一項」の下に「又は第四条の二第一項」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に、「同項に」を「これらの規定に」に改め、「国外送金等」の下に「又は国外証券移管等」を加える。

第五条の見出し中「告知書」を「国外送金等に係る告知書」に改める。

第六条の見出し中「告知書」を「国外送金等に係る告知書」に改め、同条第一項中「国外送金等をする者で」を削り、「有しないもの」を「有しない者」に改める。

第十一条第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項第一号中「に規定する申請書」を「の申請書」に、「名称及び本店又は主たる事務所の」を「営業所等の名称及び」に改め、同条に次の二項を加える。

6　令第九条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　令第九条第二項の申請書の提出をする金融機関の営業所等の名称及び所在地

二　法第四条第四項の承認を受けようとする旨

三　記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四　法第四条第二項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五　その他参考となるべき事項

7　法第四条第四項に規定する財務省令で定める税務署長は、令第九条第二項に規定する税務署長への申請に基づく同条第三項又は第四項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

（国外証券移管等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲）

第十一条の二　令第九条の三第二項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等（以下「国外証券移管等」という。）をする前に当該国外証券移管等に係る金融商品取引業者等の営業所等を通じてした他の国外証券移管等につき当該金融商品取引業者等の営業所等の長の同項の規定による確認を受けた者

二　前号に掲げる者に該当する者以外の者で、法第四条の二第一項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項、第二項若しくは第四項、第二百二十四条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条の四の規定による確認を受けた者

三　国内に住所を有する個人（前二号に掲げる者に該当する個人を除く。）で、法第四条の二第一項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長の所得税法第十条第五項（租税特別措置法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた者

（国外証券移管等に係る告知書の記載事項等）

第十一条の三　法第四条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　国外証券移管等の依頼をする者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、第六条第一項に規定する場所）

二　国外証券移管等の原因となる取引又は行為の内容

三　国外証券移管等の依頼をする者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

四　国外証券移管等の依頼をする者が法人課税信託の受託者である場合（当該国外証券移管等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

五　その他参考となるべき事項

（国外証券移管等調書の記載事項）

第十一条の四　法第四条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その国外証券移管等をした顧客の氏名又は名称

二　その国外証券移管等をした顧客の住所（国内に住所を有しない者にあっては、第六条第一項に規定する場所）

三　その国外証券移管等をした有価証券の種類、銘柄及び数又は額面金額

四　その国外証券移管等をした年月日

五　その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第二号の国外証券移管等の原因となる取引又は行為の内容